

令和7年度

第17回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和7年12月8日（月）  
開会9時35分 閉会10時01分

場 所 教育委員室

令和 7 年度  
第 1 7 回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第 1 号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

第 2 号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

(2) 報 告

① 令和 7 年第 4 回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について

② 学びヶ丘中学校に係る開校準備の状況（校歌）について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
委 員	鈴 木 恵 代
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘
委 員	藤 田 敦

<b>事務局</b> 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育人事課長	神 屋 貴 志
教育財務課	深 藏 亮 一
義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐（総括）	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み
教育改革・企画課 主事	高 田 隼 希

### 2 傍聴人

1 名

## 開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第17回教育委員会会議を開催します。

## 署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

## 会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は10時25分を予定していますので、よろしくお願いします。

## 議 事

### 【議 案】

#### 第1号議案 宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「宿日直手当の額を定める規則の一部改正について」教育人事課長から説明をしてください。

(神屋教育人事課長)

第1号議案「宿日直手当の額を定める規則の一部改正」について、説明します。  
議案書の3ページ、「改正の概要」をご覧ください。

宿日直手当の額については、国の改正に準じて改正しており、今回、国が令和7年4月1日に遡って手当額を改正したことから、国に準じて改正するものです。

改正の内容は、翔洋丸の船員が臼杵港停泊中に保安全管理のために行う通常の宿日直勤務については、4,400円を4,700円に、盲学校の教諭等が舎監として従事するなどの特殊な宿日直勤務及び、年末年始の宿日直勤務については、7,400円を7,700円に、青少年の家等の特定の教育機関における宿日直勤務については、6,100円を6,400円に改定するものです。具体的な勤務公署や勤務内容等については、4ページに記載していますので、ご確認願います。

3の施行期日等について、国同様、公布の日から施行し、遡及して令和7年4月1日から適用するものです。

なお、この規則の改正は、給与条例の改正案が県議会にて可決されることを条件とするものです。

以上、ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

## **第2号議案 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について**

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第2号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について」教育人事課長から説明してください。

(神屋教育人事課長)

第2号議案「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正」について説明します。資料12ページの改正概要をご覧ください。

2の改正内容について、技能労務職員に適用する給料表は、行政職給料表を基に作成しています。(1)については、人事委員会勧告をふまえ、「職員の給与

に関する条例」の行政職給料表が改正され、平均で3.05%引上げとなったことから、技能労務職給料表についても、これに準じて引上げ改定するものです。

(2)については、令和7年4月1日施行の規則改正で、2級から5級の初号付近の低位号給を数号削除したことに伴い、期末手当等の役職加算基準を変更するものです。

3の施行期日等については、公布の日から施行し、給与条例と同様、遡及して令和7年4月1日から適用するものです。

なお、この規則の改正は、給与条例改正案が県議会第4回定例会にて可決されることを条件としています。

また、4にあるように、この改正は、知事部局の取扱いに準じて行うものです。以上、ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

技能労務職員の給料と旅費の支給額は、一般職員と異なるのですか。

(神屋教育人事課長)

旅費は一般職と同様です。給料の額については、国のいわゆる技能労務職員用の給料と一般の行政職の給料を合成したものを、県の技能労務職員の給料表として使用しています。

一般職の給料表は条例で定めるのですが、技能労務職員は給料表を合成するため規則で定めています。

(高橋委員)

人事委員会の勧告を受けて給料が決まると思いますが、技能労務職員だけは規則で行うのですか。

(神屋教育人事課長)

勧告を受けて、一般職は条例改正を行い、技能労務職員は規則改正でそれに準じた扱いをします。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

## 【報 告】

### ① 令和7年第4回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、教育財務課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第1号「令和7年第4回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

報告第1号について説明します。資料の14ページをご覧ください。

令和7年第4回定例県議会に追加提出された議案「令和7年度 大分県一般会計補正予算（第3号）」など2議案について、地教行法第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分し、資料15ページのとおり異議のない旨回答したので、同条第2項に基づき、本委員会に報告します。

議案の内容等については担当課長から説明します。

(深藏教育財務課長)

「令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）」の本年度の給与改定に伴う給与費について、教育委員会分の説明をします。説明資料の16ページをご覧ください。

「第10款 第1項 教育総務費」の補正予算額のとおり、給与費は20億6,144万2千円の増額となっています。内訳としては、給料が11億1,412万8千円、期末・勤勉手当や給料改定のはね返し分を含めた職員手当が8億7,124万2千円、共済費が7,607万2千円となっています。

以上です。

(神屋教育人事課長)

「職員の給与に関する条例等の一部改正」について説明します。資料の17ページをお開きください。

まず、項目1の改正理由については、人事委員会勧告を受け、今年度の給与改定を行うものです。

項目2の改正内容の表のうち、「一般職員」の欄をご覧ください。人事委員会勧告を受け、改定率3.06%の給料の引上げに加え、期末勤勉手当の支給月数を年間4.60月から4.65月に引き上げるものです。その他、宿日直手当の引上げや、通勤手当において、駐車場利用者への新たな手当の創設といった改正が行われます。こちらについては、教育職員を含め、全ての一般職員が対象となります。

次に、下の「教育職員」の欄ですが、今年は給特法の改正による教職調整額の引上げなど、教員の給与制度について大きな改正がありますので、19ページ以降の資料で説明します。19ページをご覧ください。「職員の給与に関する条例」の一部改正についてです。

(1)の義務教育等教員特別手当については、現在は、職員の職務の級や号給に応じて支給しているものを、校務の種類やその困難性等に応じてメリハリをつけた支給ができるようにするための改正を行うものです。現行では、給料月額約1.5%を定額支給している部分を約1.0%に引き下げ、業務の困難性を考慮し、学級を担任している職員には3,000円を加算する予定です。学級担任への加算については、人事委員会規則にて規定予定です。

(2)の給料表改定ですが、令和8年1月から教職調整額が引上げられることに伴い、教職調整額の支給対象とならない管理職に対する給料月額の加算措置の引上げを行うものです。表にあるように、高等学校、特別支援学校の管理職については、3,800円、小・中学校の管理職については、現行より4,000円の加算措置の引上げとなります。

20ページをご覧ください。「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正についてです。

(1)の教職調整額ですが、給特法改正に伴い、現行の給料月額4%から10%へ、令和8年1月から令和13年1月まで毎年1%ずつ段階的に引上げを行うための改正を行うものです。また、二つ目のポツにあるように、指導が不適切な教諭等を実施する指導改善研修を受けている教員には教職調整額を不支給とします。

(2)の「夜間学級勤務手当の追加」の項目ですが、後述する新設の特殊勤務手当の算定基準となる給料月額に教職調整額を含めるための改正を行うものです。

次に、「学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正」のうち、令和8年1月1日施行分についてです。

(1)多学年学級担当手当については、複式学級を担任する職員に日額290円を支給していますが、国の制度改正に伴い廃止するものです。なお、先述したとおり、学級担任には義務教育等教員特別手当に3,000円が加算されることになっており、複式学級の担任にも、3,000円が加算されることとなります。

次ページの(2)災害時緊急業務手当ですが、こちらも国の制度改正に伴い、非常災害時の緊急業務のうち、「児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務」及び「児童・生徒に対する補導業務」に対する支給額を現行の7,500円から

8, 000円に引き上げるものです。

次に「学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正」のうち、令和8年4月1日施行分についてです。

(1)の夜間学級勤務手当は、来年4月1日に開校する夜間中学（大分県立学びヶ丘中学校）に勤務する教育職員について、高等学校の夜間定時制課程に勤務する教育職員に支給される定時制通信教育手当に準じて、新たな手当を創設するものです。支給額は、表にあるように、管理職が給料月額の4%、その他の教育職員が給料月額の5%となっています。

(2)の夜間定時制勤務手当は、高等学校の夜間定時制課程に勤務する事務職員等の教育職員以外の職員が、午後5時以降に2時間以上勤務したときに日額200円を支給するものですが、対象者に夜間中学に勤務する事務職員等を加えるものです。

(3)の実習船作業手当ですが、国において、船員が航海業務に従事した際の特殊勤務手当が新設されたこと等を踏まえて、海洋科学高校の練習船の航海業務に従事する場合に、国と同様の特殊勤務手当を新設するものです。

17ページにお戻りください。先ほどの表の教育職員の下段、「任期付職員」から「非常勤の顧問等」についても、人事委員会勧告に準じて、給料やボーナス等の引上げが行われるものです。

18ページをご覧ください。参考として、改正条例一覧を記載しており、それぞれ改正条例の対象者及び主な改正内容を記載しています。

最後に、施行日や適用日についてです。施行期日については、給与改定分については、公布の日から施行することとしており、適用日については、一般職員等の給料の引上げ等は、令和7年4月1日から適用し、令和7年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の改定は、基準日である令和7年12月1日から適用するものです。

また、先ほど説明しました、給特法改正に伴う、教職調整額の引上げや義務教育等特別手当の改正等については、令和8年1月1日施行とし、夜間中学開設に係る特殊勤務手当の創設等については、令和8年4月1日施行としています。

以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

## **② 学びヶ丘中学校に係る開校準備の状況（校歌）について**

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第2号「学びヶ丘中学校に係る開校準備の状況（校歌）について」義務教育課長から説明をしてください。

(小野義務教育課長)

県立学びヶ丘中学校の開校準備の状況（校歌）について、報告します。資料23ページをご覧ください。

校歌の作詞・作曲は、大分県出身のシンガーソングライター、阿部 真央（あべ まお）」さんです。経歴や代表曲については、記載のとおりです。

校歌の作成にあたっては、学齢期を過ぎた生徒の皆さんを想定いただくとともに、ご高齢の方や外国籍の方もいることから、誰でも理解しやすく歌いやすい歌詞、そして、複雑でなく覚えやすく演奏しやすい曲調となるよう依頼していました。本日は、その校歌が完成いたしましたので、ご披露させていただきます。

これからお聞きいただく音源は、芸術緑丘高校 音楽科 合唱選択の2・3年生の生徒さんに合唱いただいたものです。緑丘高校の生徒さん方からコメントをいただきました。

「新しい学校の門出に心を込めて歌わせていただきました。とても素敵な校歌なので、皆さんの心に届くことを願っています。」とのこと。

それでは学びヶ丘中の校歌をお聞きください。

(校歌の音源再生)

最後に、作詞・作曲いただいた、阿部真央さんからもコメントをいただきましたので、紹介します。

「この度、大分県立学びヶ丘中学校の校歌を書かせて頂きました。生徒の皆様や教員の皆様を始め多くの方が、この歌を口ずさむ度に、明日への希望や日々の中にある幸せを感じられますようにという願いを込めました。皆様にどのように受け取って頂けるか楽しみです。大変に貴重な機会を頂き、本当にありがとうございました」とのことです。

以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(山田教育長)

校歌はここで公表しましたが、今後どのように広げていくのですか。

(山川校長〔学びヶ丘中学校〕)

今日の常任委員会でも、流す予定にしています。また、来年4月の開校式や入学式の時に、芸術緑丘高校の生徒さんに歌っていただいたものを流す予定です。

(高橋委員)

年齢差など色々ありますので、「時代も越え、会えた人を友と呼ぼう」という歌詞がとても良いと思います。

(鈴木委員)

先日、テレビで特集しているものを観ました。番組の構成もとても良く、授業を受けられた方の感想なども良かったです。ご苦労もあったと思いますが、やっとここまで来られて、大変素晴らしいと思います。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

(山田教育長)

それでは、これで令和7年度第17回教育委員会会議を閉会します。  
ありがとうございました。